

国民健康保険税について



Q1. 国保税の税額 どのように計算されますか？

A. 国保税は、次の区分でそれぞれ計算される所得割＋均等割＋平等割を合計したものが1年間に納付いただく額となります。

国保税の区分と内訳	所得割	均等割	平等割
医療分	課税標準所得× 8.90%	1人あたり 27,040円	1世帯あたり 21,250円
後期高齢者支援金分	課税標準所得× 3.23%	1人あたり 10,770円	1世帯あたり 8,870円
介護分 40歳から65歳未満	課税標準所得× 2.47%	1人あたり 9,940円	1世帯あたり 6,000円
子ども・子育て支援金分 ※18歳になる年度まで均等割免除	課税標準所得× 0.32%	1人あたり 1,190円	1世帯あたり 740円

税額の試算
最新の税率
など



※「子ども・子育て支援金分」は、令和8年度に新設されました。7月本算定後から課税されます。
※令和8年度の税率を改定しました。詳しくは1ページをご確認ください。



Q2. 税額の決定通知は いつ頃届きますか？

A. 通知は、納税義務者である世帯主あてに送付します。

新規 加入者には、

4から6月届出の場合 ▶ 7月中旬発送
7月以降届出の場合 ▶ 翌月中旬発送

継続 加入者には、

4から6月納付分の暫定税額分を 4月中旬発送
7月以降納付分の確定税額分を 7月中旬発送



Q3. 支払方法 は何がありますか？

A. 支払方法は、「普通徴収」が基本ですが、条件を満たすと自動的に「特別徴収」になります。
※特別徴収の方は、申込により口座振替にすることができます。

特別徴収

年金天引き

(次のすべての条件を満たした方が対象。)

- ①世帯主が国保加入者
- ②国保加入者全員が65歳以上
- ③世帯主の年金額が年18万円以上
- ④国保税＋介護保険料が年金額の半額以下

普通徴収

納付書 か 口座振替

納付書で納付してください。
口座振替は、下記により手続きが必要です。

1 銀行で申込み

場所：取引金融機関(銀行など)

必要なもの：

納付書 通帳 通帳印

2 ペイジーで申込み

場所：市役所

必要なもの：

キャッシュカード 暗証番号
本人確認書類

3 こうふりネットで申込み

スマホで24時間申込み。

手続きは約5分で終了。

QRコードから申込み▶



※2・3でお申し込みできる金融機関 ⇒ 十八親和銀行、ゆうちょ銀行、長崎県央農協



Q4. 滞納 するとどうなりますか？

A. 国保税を滞納すると次のような措置がとられます。

督促・催告

納期限までに納付がない場合、督促状を送付します。
滞納が続くと、電話や文書等で催告を行います。延滞金が課される場合もあります。

滞納処分

納付相談もなく滞納し続けると、財産(給与・預貯金・生命保険・不動産等)の差押えを行う場合があります。
納付が困難な場合は、早めに収納課へご相談ください。

保険給付の差し止めや特別療養費対象者への変更

特別な理由もなく長期にわたり滞納している場合、保険給付の一部または全部が差し止められたり、医療機関等窓口で医療費全額(10割)を負担しなければならない特別療養費支給対象者になる場合があります。



市民110番の家計改善相談では、市税の納付や多重債務で困っている人の診断やアドバイスを行っています。
相談をご希望の人は、市民110番(内193)までご連絡ください。